

参考条文

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

○ 公訴時効

第55条 期間の計算については、時で計算するものは、即時からこれを起算し、日、月又は年で計算するものは、初日を算入しない。但し、時効期間の初日は、時間を論じないで一日としてこれを計算する。

② 月及び年は、暦に従つてこれを計算する。

③ 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときは、これを期間に算入しない。ただし、時効期間については、この限りでない。

第250条 時効は、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

一 死刑に当たる罪については25年

二 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については15年

三 長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については10年

四 長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については7年

五 長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については5年

六 長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については3年

七 拘留又は科料に当たる罪については1年

第251条 二以上の主刑を併科し、又は二以上の主刑中その一を科すべき罪については、その重い刑に従つて、前条の規定を適用する。

第252条 刑法により刑を加重し、又は減輕すべき場合には、加重し、又は減輕しない刑に従つて、第250条の規定を適用する。

第253条 時効は、犯罪行為が終つた時から進行する。

② 共犯の場合には、最終の行為が終つた時から、すべての共犯に対して時効の期間を起算する。

第254条 時効は、当該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。

② 共犯の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してそ

の効力を有する。この場合において、停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める。

第255条 犯人が国外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができなかつた場合には、時効は、その国外にいる期間又は逃げ隠れている期間その進行を停止する。

② 犯人が国外にいること又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができなかつたことの証明に必要な事項は、裁判所の規則でこれを定める。

第337条 左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。

- 一 確定判決を経たとき。
- 二 犯罪後の法令により刑が廃止されたとき。
- 三 大赦があつたとき。
- 四 時効が完成したとき。

刑法（明治40年法律第45号）

○ 刑の時効

第六章 刑の時効及び刑の消滅

（刑の時効）

第31条 刑の言渡しを受けた者は、時効によりその執行の免除を得る。

（時効の期間）

第32条 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことによつて完成する。

- 一 死刑については30年
- 二 無期の懲役又は禁錮については20年
- 三 10年以上の有期の懲役又は禁錮については15年
- 四 3年以上10年未満の懲役又は禁錮については10年
- 五 3年未満の懲役又は禁錮については5年
- 六 罰金については3年
- 七 拘留、科料及び没収については1年

（時効の停止）

第33条 時効は、法令により執行を猶予し、又は停止した期間内は、進行しない。

(時効の中断)

第34条 死刑，懲役，禁錮及び拘留の時効は，刑の言渡しを受けた者をその執行のために拘束することによって中断する。

2 罰金，科料及び没収の時効は，執行行為をすることによって中断する。

刑法等の一部を改正する法律（平成16年法律第156号）

○ 附則

第3条 （略）

2 この法律の施行前に犯した罪の公訴時効の期間については，第2条の規定による改正後の刑事訴訟法第250条の規定にかかわらず，なお従前の例による。